

期間入札の公告

令和 8年 4月24日

津地方裁判所民事部

裁判所書記官 澤 有美子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月 8日 午前 9時00分から 令和 8年 5月15日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月21日 午前10時00分 場 所 津地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月 9日 午前 9時50分 場 所 津地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月 5日 午後 1時00分から 令和 8年 6月 5日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月24日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 松阪市駅部田町字水利 |
| | 地 番 | 37番10 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 21.6.80平方メートル |
| 2 | 所 在 | 松阪市駅部田町字水利 |
| | 地 番 | 37番15 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 31.13平方メートル |
| 3 | 所 在 | 松阪市駅部田町字水利37番地10、37番地15 |
| | 家屋 番号 | 37番10 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 86.95平方メートル
2階 42.23平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 2月18日

津地方裁判所民事部

裁判所書記官 澤 有美子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

各土地間の境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 松阪市馱部田町字水利 |
| | 地 番 | 37番10 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 216.80平方メートル |
| 2 | 所 在 | 松阪市馱部田町字水利 |
| | 地 番 | 37番15 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 31.13平方メートル |
| 3 | 所 在 | 松阪市馱部田町字水利37番地10、37番地15 |
| | 家屋 番号 | 37番10 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 86.95平方メートル
2階 42.23平方メートル |



令和 7年(ケ)第42号
令和 7年10月28日受理
令和 7年12月 4日提出

現況調査報告書

津地方裁判所
執行官 四十洲一哉

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 松阪市駅部田町字水利 |
| | 地 番 | 37番10 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 216.80平方メートル |
| 2 | 所 在 | 松阪市駅部田町字水利 |
| | 地 番 | 37番15 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 31.13平方メートル |
| 3 | 所 在 | 松阪市駅部田町字水利37番地10、37番地15 |
| | 家屋 番号 | 37番10 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 86.95平方メートル
2階 42.23平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	なし
土地	物件1～2
現況地目	■宅地(物件1～2) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件3
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を居宅(空き家)として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C (所有者の成年後見人)	<p>所有者Aは現在、老人ホームに入所しているため、対象物件は空き家になっています。私が成年後見人に就任した令和6年3月以前から対象物件は既に空き家状態であったようです。</p> <p>対象物件については、本来は成年後見人が管理すべきですが、鍵を所有者の息子Bが管理していますので、就任当初から成年後見人としての物件管理が事実上できていない状態です。そのため、私自身、対象物件には立ち入ったことはありませんので同物件の損傷・瑕疵等は把握していません。所有者本人は認知機能が低下してしまっているため事実確認はできませんが、成年後見人が把握している限り、対象物件は第三者に貸してはいないと思います。</p> <p>立入調査には立ち合いませんが、調査を進めてください。</p> <p>(令和7年11月11日 電話にて聴取)</p>
■ D (所有者の成年後見人Cの代理人弁護士)	<p>Bの代理人より対象物件の鍵を預かっていますので、提出します。立入調査については、Cへ伝えておきます。併せて、Cの連絡先電話番号を開示します。</p> <p>(令和7年11月11日 口頭にて聴取)</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

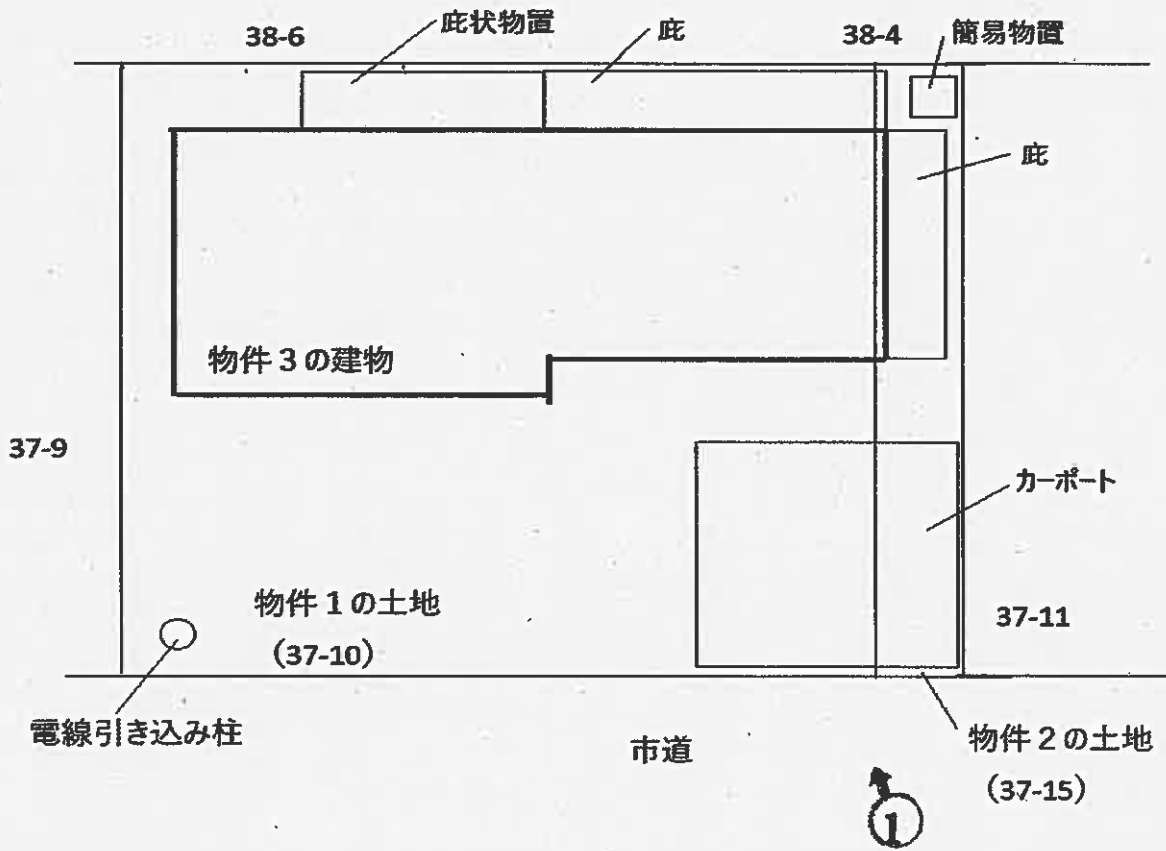
執行官の意見

- 1 本件各物件の状況については、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
 - 2 本件物件の占有関係については、物件の状況及び関係人の陳述から、所有者Aが居宅（空き家）として占有しているものと認定した。
 - 3 物件1～2の土地については、カーポート部分を除いて物件3の建物の周囲に背の高い伸びた雑草等が繁茂している状態で、足を踏み入れるのが困難な状態であった。
 - 4 物件3の建物の各部屋には、Aが転居する際、残置していったと思われるA及びその家族の大量の衣類、雑貨及び生活用品等が雑然と放置されている状態であった。同建物の各部屋には、前記のように生活用品等が足を踏み入れる場所がない程に残置されている状態であったことから、A以外の第三者が現に占有していると思われる生活感等も感じられなかった。また、当職が対象物件に数度訪問した際にも、同物件の外の郵便ポスト内にもA及びB宛以外の郵便物は確認できなかった。
- また、松阪市上下水道部ヘライフライン調査を実施したところ、令和3年5月25日付にて対象物件における所有者A名義の供給契約は終了しており、以降現在に至るまで閉栓中とのことであった。
- 5 同建物内の状態については、一部電灯スイッチカバーの破損が認められたが、前記のように大量の残置動産類の存在により各部屋の隅々までの確認は不可能であるも、概ね建築後経過年数相応の状態であるものと見受けられた。
 - 6 関係人の陳述では、現在同建物の鍵はBが管理しているとのことである。もっとも、前記のとおり、同建物には一部B宛の郵便物が存在するも、物件の状況からは、Bが庭の草刈り等対象物件の積極的な管理・占有を現状継続的に行っている様子は見受けられなかった。また、松阪市役所へ照会したところ、対象物件所在地での住民登録はAのみであり、Bの現在の住民登録上の住所は他県になっている。このような事情を勘案すると、BはAの息子としてAのために対象物件の鍵は所持しているも、対象物件に対するB自身の独立排他的な占有は認められないものとする。
- なお、現在Aは認知機能が低下しており、また、本報告書提出時までにBとの連絡も不通のため確認ができないが、仮にAB間で賃貸借等の占有権限が設定されていたとしても、Bは本件の債務者であり同占有権限を買受人に対抗できないものとする。
- Bに対して対象物件に係る占有関係照会書を送付したが、本報告書提出までに回答が無かった。
- 7 物件1～2の土地は、物件3の建物の敷地として一体的に利用されており、両土地間には境界標等が存在せず、両土地間の境界は判然としない。両土地らと隣地との境界については、北側部分については法務局備え付けの地積測量図記載のものと思われる金属標が確認できた。それ以外の境界標等が確認できなかった南側については側溝部分が、東側及び西側部分については隣地との間に存在するコンクリートブロック部分が隣地との境界であると考えられる。
 - 8 物件1～2の土地の南東側には、両土地に跨る状態でカーポート（約25㎡）が存在する。同カーポートは、両土地へ定着性が認められるため、付合物と認定した。また、同土地ら北東側角には、スチール製簡易物置（約1㎡）が目的外動産として存在する。
 - 9 物件1の土地の南西側角には、電力会社の電線引き込み柱が存在する。
 - 10 物件3の建物の東側には、庇（約8㎡）が存在する。同建物の北側には、庇（約10㎡）及び庇状物置（約7㎡）が存在する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

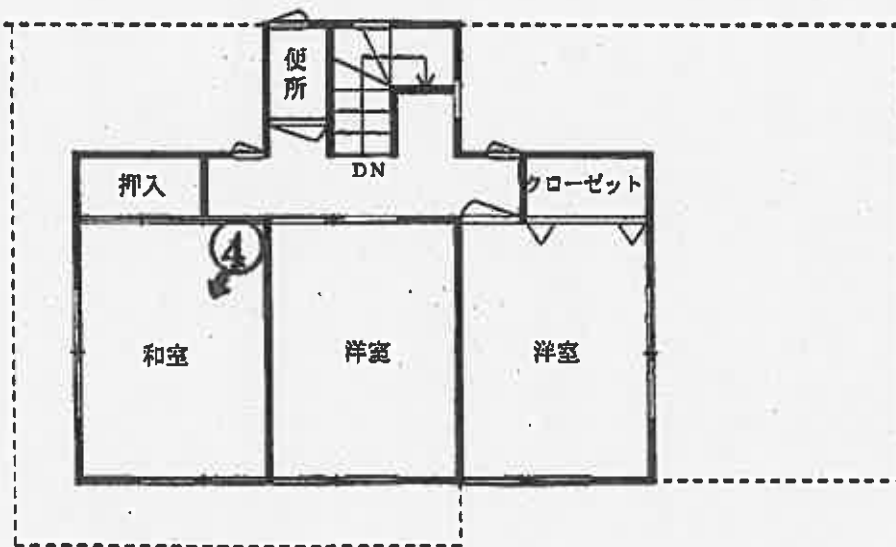
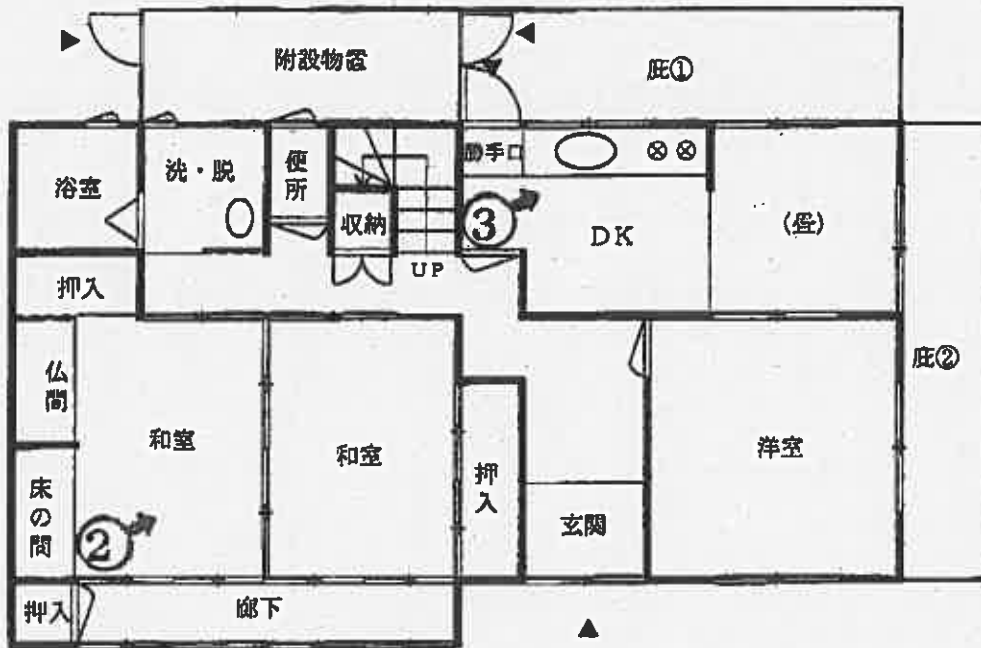
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 10月 28日 (火) 14:00 - 14:30	津地方法務局松阪支局	登記事項照会書、公図等取得
7年 10月 30日 (木) 14:00 - 14:10	物件所在地	物件確認、占有調査、外観撮影等
7年 10月 30日 (木) : - :	当庁	所有者へ連絡文書送付 松阪市役所へ建物平面図等交付申請
7年 11月 12日 (水) : - :	当庁	松阪市へ住民票の写し等交付申請
7年 11月 13日 (木) : - :	当庁	所有者の息子へ連絡文書送付
7年 12月 2日 (火) 10:00 - 10:30	物件所在地	立入調査、占有調査、評価人同行
年 月 日 () : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 7年12月 2日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、所有者の成年後見人の代理人から貸与された合鍵を使用し、建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



←○印写真撮影位置方向番号

土地建物位置関係図



←○印写真撮影位置方向番号

建築物間取図

①



②



(8 枚目)

③



④



(9 枚目)

令和7年(ケ)第42号	
令和7年12月2日	現地調査
令和7年12月4日	評価

津地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

藤川勝彦

第1 評価額

一括価格	
金 6,540,000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 3,180,000 円
物件2 (土地)	金 450,000 円
物件3 (建物)	金 2,910,000 円

- ① 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1及び2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

* * * 以下余白 * * *

第2 評価の条件

1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと）等の特殊性を反映させた価格とする。

2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

5 その他特別の評価条件

物件1及び2の南東側にカーポート（軽量鉄骨造ポリカーボネート葺・約25㎡）が認められた為、これを土地の評価対象に含めた。

物件3の北側に附設物置（軽量鉄骨造ポリカーボネート葺・約7.3㎡）、庇①（軽量鉄骨造ポリカーボネート葺・約10.2㎡）、東側に庇②（軽量鉄骨造ポリカーボネート葺・約8.3㎡）が認められた為、これらを建物の評価対象に含めた。

* * * 以下余白 * * *

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在	松阪市駅部田町字水利	
	地番	37番10	
	地目	宅地	
	地積	216.80 m ²	
	所有者	A	
2	所在	松阪市駅部田町字水利	
	地番	37番15	
	地目	宅地	
	地積	31.13 m ²	
	所有者	A	
3	所在	松阪市駅部田町字水利37番地10, 37番地15	
	家屋番号	37番10	
	種類	居宅	
	構造	木造瓦葺2階建	
	床面積	1階 86.95 m ² 2階 42.23 m ² 延べ 129.18 m ²	
	所有者	A	
番号	特記事項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1及び2）

位置・交通	近鉄山田線「東松阪」駅 南西方 直線距離 約 2.2km	
付近の状況	松阪市中心部より南西方に位置する一般住宅を主体とする住宅地域である。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	都市計画区域・市街化区域
	用途地域	第一種住居地域
	指定建ぺい率	60%
	指定容積率	200%
	防火規制	—
	その他の規制	日影規制 居住誘導区域内
画地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・地積：247.93㎡ ・長方形画地 ・間口：約15.4m，奥行：約16.0m ・平坦地勢 	
接面道路	<ul style="list-style-type: none"> ・南側 幅員約6m（種別：市道），舗装有 ※建築基準法第42条1項1号道路 ※接面道路と等高に接する ・北側 幅員約5m（種別：道路），舗装有 ※建築基準法第42条1項5号道路 ※接面道路と等高に接する 	
土地の利用状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・物件3の敷地などとして利用されている。 	
供給処理施設	上水道	有
	ガス配管	有
	下水道	有
特記事項	前記カーポートあり。 簡易物置（動産）あり。	

（注）「有」、「無」の基準については、以下のとおり。

※「有」：該当施設の本管から、目的物件内への引込がなされている。

※「無」：該当施設の本管から、目的物件内への引込がなされていない。

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主たる建物	
建築時期及び経済的 残存耐用年数	建築年月日（登記記載）	平成4年12月8日新築
	経 過 年 数	33 年
	経済的残存耐用年数	- 年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	モルタル吹付など
	内 壁	クロス貼など
	天 井	クロス貼など
	床	フローリング，畳など
	設 備	電気，給・排水，ガス，衛生など
その他	無	
床 面 積 (現 況)	1階 86.95 m ² 延べ	2階 42.23 m ² 129.18 m ²
現 況 用 途 等	現況用途	居宅
	間 取	6DK
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	前記附設物置，庇①及び②あり。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1及び2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

尚、建付地価格はカーポートを含めた価格である。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1及 び2	38,500	1.06	247.93	1.00	10,110,000

※万円未満切捨

ア 標準画地価格……別紙「標準画地価格決定表」参照

イ 個別格差……1.06 <下記条件の相乗積>

※小数点第3位四捨五入

画地条件（方位） 1.05

画地条件（二方路） 1.01

ウ 地 積……登記数量による。

エ 建付減価……建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

「各物件の基礎となる価格」

上記物件1及び2の一括建付地価格を各物件の面積に応じて案分すると次のようになる。

$$\text{物件1} \cdots \cdots 10,110,000 \text{円} \times \frac{216.80 \text{ m}^2}{247.93 \text{ m}^2} \cong 8,850,000 \text{円}$$

(端数処理)

$$\text{物件2} \cdots \cdots 10,110,000 \text{円} \times \frac{31.13 \text{ m}^2}{247.93 \text{ m}^2} \cong 1,260,000 \text{円}$$

(万円未満切捨)

② 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物価格を求めた。

尚，建物価格は附設物置及び庇①及び②を含めた価格である。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ＝エ
3	160,000	129.18	0.04	820,000

※万円未満切捨

ウ 現価率……………耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた。

$$\begin{aligned}
 \text{現価率} &= \left\{ \text{残価率} 0.05 + (1-0.05) \times \frac{\frac{- \text{<注1>}}{33} + \frac{- \text{<注1>}}{\text{<注2>}}}{\text{<注1>}} \right\} \times (1 - \frac{\text{観察減価率}}{0.20}) \\
 &= 0.04
 \end{aligned}$$

<注1> 経済的残存耐用年数
 <注2> 経過年数

※小数点第3位四捨五入

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
		イ		
1 及び 2	10,110,000	0.40	法定地上権	4,040,000

※万円未満四捨五入

イ 土地利用権等割合

- ・土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

「各物件の土地利用権等価格」

上記物件1及び2の一括土地利用権等価格を各物件の面積に応じて案分すると次のようになる。

$$\text{物件1} \cdots \cdots 4,040,000 \text{円} \quad \times \quad \frac{216.80 \text{ m}^2}{247.93 \text{ m}^2} \quad \doteq \quad 3,540,000 \text{円}$$

(端数処理)

$$\text{物件2} \cdots \cdots 4,040,000 \text{円} \quad \times \quad \frac{31.13 \text{ m}^2}{247.93 \text{ m}^2} \quad \doteq \quad 500,000 \text{円}$$

(万円未満切捨)

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①オ) (1②エ) ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) $(ア \pm イ) \times ウ \times エ \times オ$
1	8,850,000	-3,540,000		1.00	0.60	3,180,000
2	1,260,000	-500,000		1.00	0.60	450,000
3	820,000	+4,040,000	1.00	1.00	0.60	2,910,000
一括価格 (合計)						6,540,000

※万円未満切捨

ウ 占有減価修正……特にない。

エ 市場性修正……特にない。

オ 競売市場修正……評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 附属資料

- ・位置図
- ・公図写し（法務局備付図面に基づく）
- ・地積測量図写し（同上）
- ・建物図面・各階平面図（概略）
- ・建物見取図（同上）

以上

標準画地価格決定表

(1) 標準画地の概要

幅員約 6 m舗装道路沿いの規模約 240 m²の整形地

(2) 地価公示価格「松阪－9」

所 在：松阪市大黒田町字高見 764 番 2
 価 格：36,300 円/m²
 位 置：JR・近鉄線「松阪」駅の南西方道路距離約 2.7 km
 価 格 時 点：令和 7 年 1 月 1 日
 地 積：419 m²
 供給処理施設：水道
 接 面 街 路：南側，幅員 6 m市道
 用途指定等：第一種住居地域

(指定建ぺい率 60%，指定容積率 200%)

地 域 の 概 要：一般住宅に市営住宅等が混在する住宅地域

(3) 地価公示価格・地価調査価格を規準とした価格

価格時点 年月日	価 格 円/m ² ア	時点修正 イ	標準化補正 ウ	地域要因 エ	規準とした価格 円/m ² ア×イ×ウ×エ
R7.1.1	36,300	× $\frac{99.7}{100}$	× $\frac{100}{100}$	× $\frac{100}{94}$	38,500

ウ 主たる標準化補正内訳……なし

エ 主たる地域要因内訳……94 (交通，環境条件格差等を考慮した)

(4) 標準価格の決定

標準画地の価格は，(3) で求めた価格との均衡及び近時の地価動向の特徴等を総合的に勘案し，38,500 円/m²と決定した。

○ 標準価格 38,500 円/m²

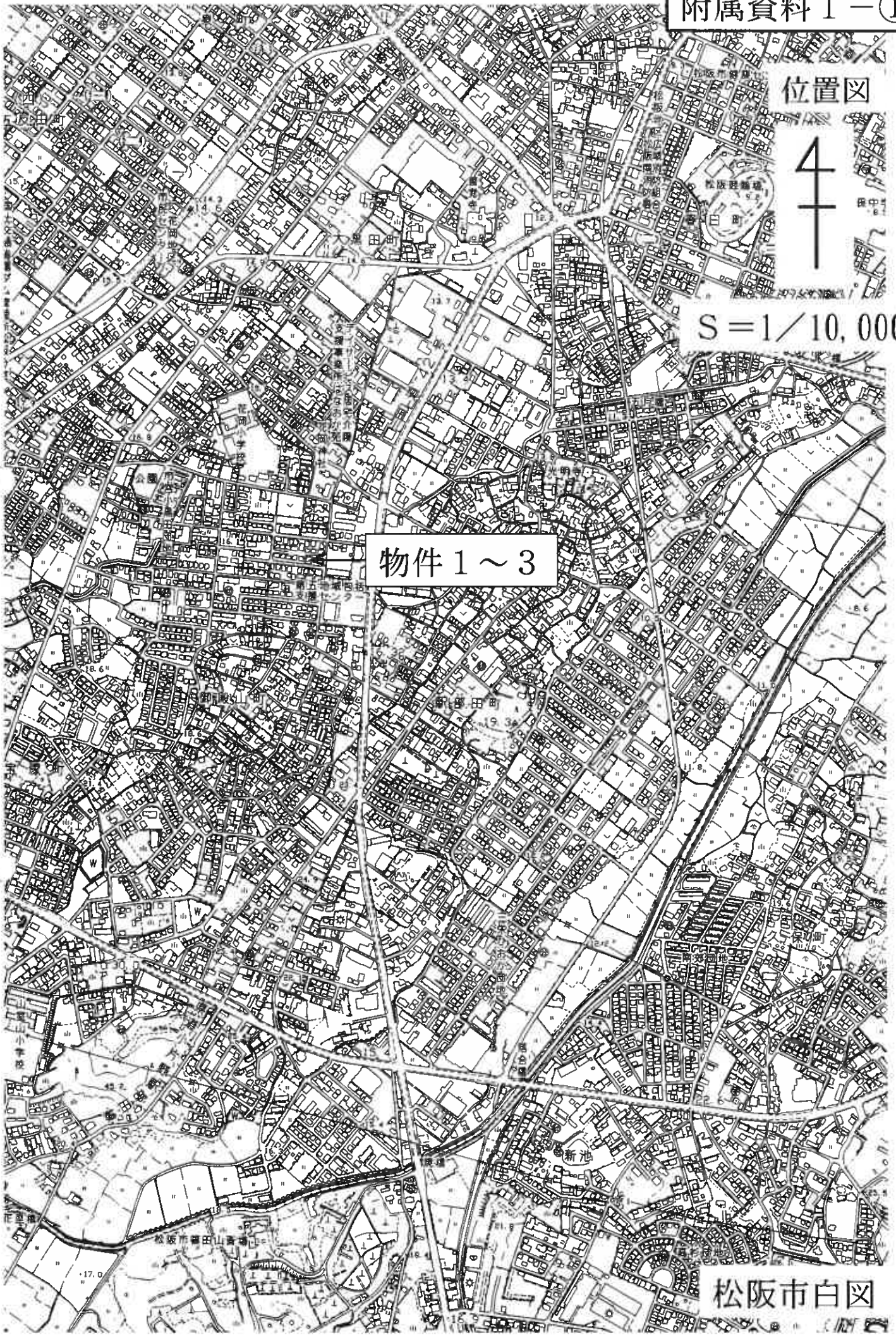
位置図

4
+

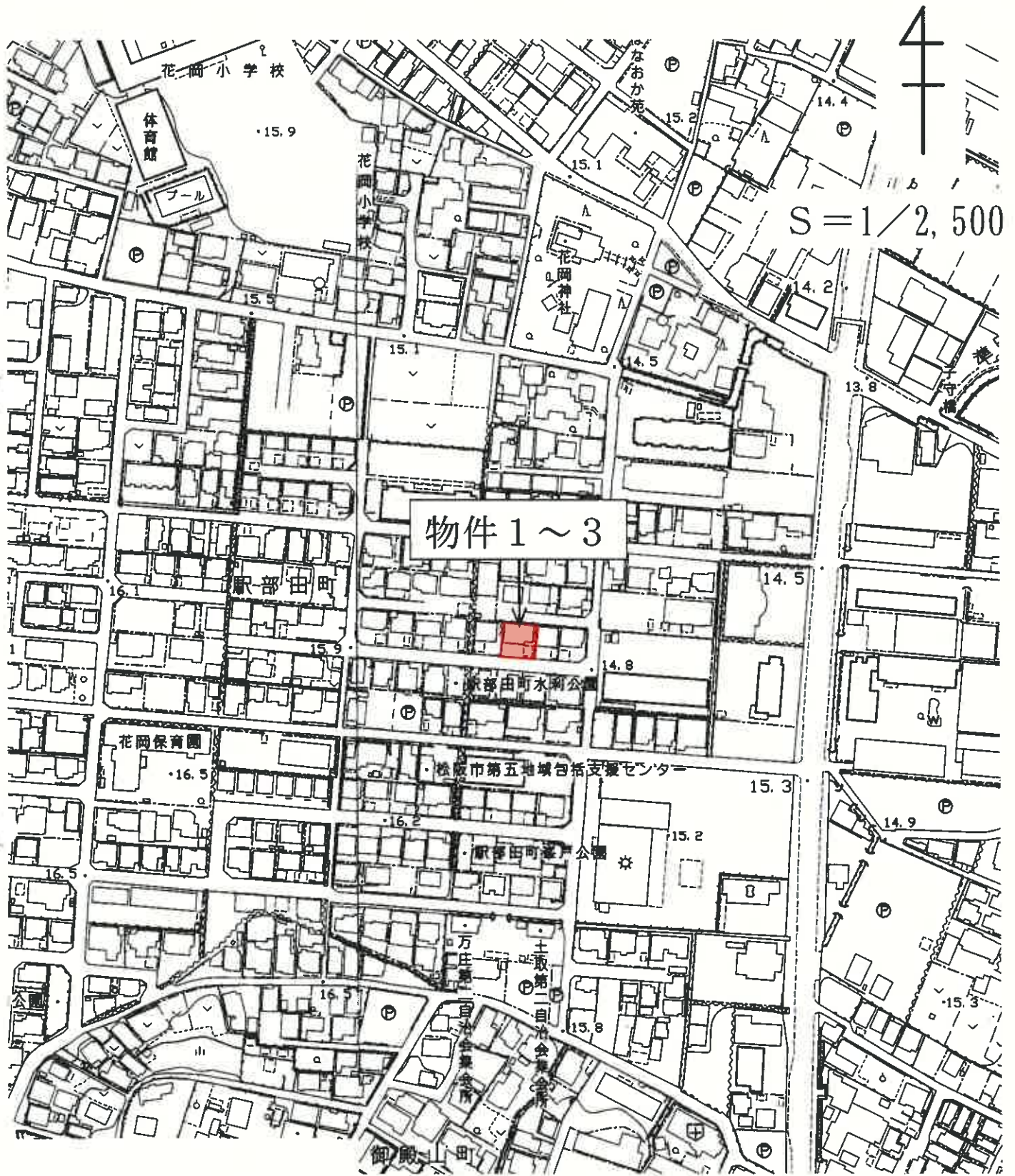
S = 1 / 10,000

物件 1 ~ 3

松阪市白図



位置図



物件 1~3

公図 (写)



地積測量図 (写)

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

1枚目と同様
地積測量図

番 37-1.37-9 ~ 37-14

土地の所在 松阪市 駅部田町字 水利

平成 年 月 日 登記

206303

測量点	X(m)	Y(m)	(X ₁ Y ₁) - (X ₂ Y ₂)	面積
27	111.761	183.525	2678.545250	16.085
28	113.403	196.057	-2185.527510	13.955
35	97.371	148.219	-2008.640152	16.131
42	85.785	161.092	2115.787000	13.523
			436.968188	
			218.484000	
			218.48	

測量点	X(m)	Y(m)	(X ₁ Y ₁) - (X ₂ Y ₂)	面積
36	110.161	176.016	3104.596884	16.035
37	111.781	183.525	-2349.200150	13.489
42	85.785	161.092	-1937.006438	16.065
56	84.232	175.077	2115.174500	13.504
			433.617148	
			216.809870	
			216.80	

測量点	X(m)	Y(m)	(X ₁ Y ₁) - (X ₂ Y ₂)	面積
39	109.481	190.427	3330.377803	15.970
38	110.161	176.016	-2520.876084	3.615
88	84.232	175.075	-3081.888675	16.035
40	82.672	168.485	2685.722765	13.500
			433.337809	
			216.889047	
			216.89	

測量点	X(m)	Y(m)	(X ₁ Y ₁) - (X ₂ Y ₂)	面積
34	89.809	180.035	2732.836480	15.874
27	81.285	171.837	-2017.911108	12.561
28	75.455	145.362	-2478.848858	15.437
29	74.339	132.200	2228.511350	12.116
			583.441034	
			186.7305170	
			186.73	

測量点	X(m)	Y(m)	(X ₁ Y ₁) - (X ₂ Y ₂)	面積
33	86.928	172.019	2933.340485	15.727
34	89.809	180.035	-2270.418545	12.061
28	74.339	138.230	-2680.852360	13.974
30	72.903	170.203	2414.888651	12.059
			378.888132	
			189.340580	
			189.34	

測量点	X(m)	Y(m)	(X ₁ Y ₁) - (X ₂ Y ₂)	面積
31	87.139	171.967	3141.189784	15.783
33	86.928	172.016	-2448.618776	12.051
30	72.903	170.203	-2308.705616	15.727
31	71.454	182.237	2584.322593	12.131
			300.987324	
			100.4916590	
			100.49	

測量点	X(m)	Y(m)	(X ₁ Y ₁) - (X ₂ Y ₂)	面積
37-1	1485.48		1220.5311213	266.8488785
			266.84	

作製者

申請人

平成 3 年 8 月 19 日 作製
年 月 日

縮尺 1/

地積測量図 (写)

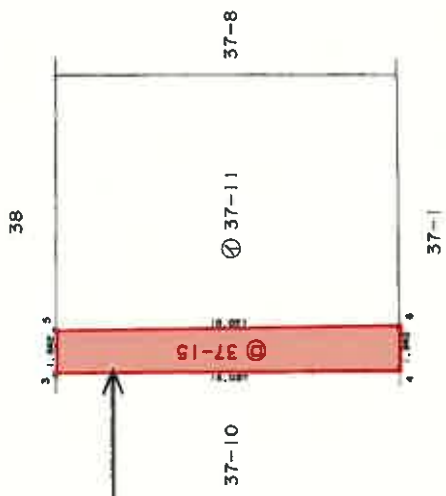
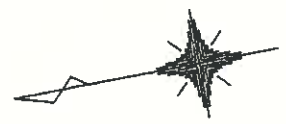
この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

前後
37-11-15
37-11-15
新測量図

地番 37-11-15
土地の所在 松阪市駅部田町字水利

平成11年2月18日登記

206304



座標求積表

測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn)Yn	面積
5	121.350	101.335	1634.736220	1.942
3	121.704	99.425	-1535.122000	16.037
4	105.910	96.643	-1559.044876	1.942
6	105.572	98.556	1521.704640	16.021
合 計			62.273984	
面積			31.13	m ²

測地番	イ 37-11
公 積	216.6689045
積 算	31.1369920
積 算	185.5319125
積 算	185.53
積 算	m ²

境界の種類
 金属標 6 5
 コンクリート杭 3 4

申請人 [Redacted]

年 2 月 7 日 (作製)

縮尺 1 / 250

作製者 [Redacted]

建物図面・各階平面図(概略)

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

附録第八号ノ四

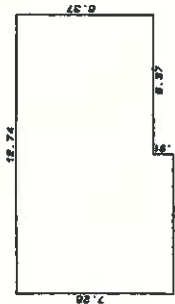
建物図面

家屋番号 37-10

建物の所在 松阪市駅部田町字水利37番地10.37番地15

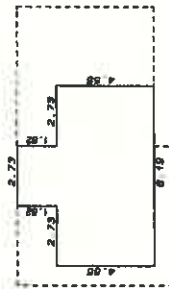
638568

各階平面図



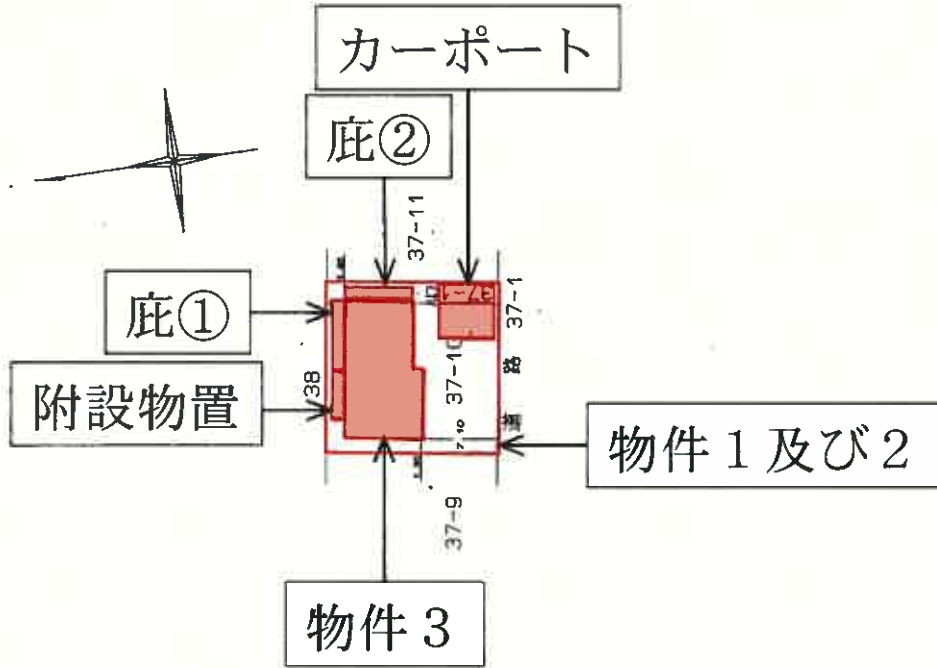
1 階 面積計算表

6.37 x 7.28 =	46.3736
6.37 x 6.37 =	40.5769
床面積 86.9505	
86.95 m ²	



2 階 面積計算表

2.73 x 4.55 =	12.4215
2.73 x 6.37 =	17.3901
2.73 x 4.55 =	12.4215
床面積 42.2331	
42.23 m ²	



単位: m
縮尺 1/500

持分 申請人 持分

単位: m
縮尺 1/250

平成5年 3月 8日(作製)



作製者

(三重県土地家屋調査士全用紙)

建物見取図 (概略)

